

小樽市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市消防団(以下「消防団」という。)に積極的に協力している事業所等に対し消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項を定めることにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

事業所等 事業所又はその他の団体をいう。

消防団協力事業所 市長が消防団に積極的に協力しているとして認定した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。

消防団協力事業所表示証 協力事業所であることを証するものとして交付する表示証(以下「表示証」という。)をいう。

(表示証の交付の申請及び推薦)

第3条 表示証の交付を受けようとする事業所等は、小樽市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 消防団長は、表示証の交付を受ける事業所等について、小樽市消防団協力事業所表示推薦書(様式第2号)により市長に推薦することができる。

(表示証の交付)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による推薦があった場合において、当該申請をした事業所等又は当該推薦をされた事業所等が次に掲げる基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該事業所等を協力事業所として認定し、表示証(様式第3号)を交付するものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反しているときは、この限りでない。

消防団員である従業員が3人以上いる事業所等であること。

従業員が消防団員として活動することについて積極的に配慮している事業所等であること。

災害時等に資材、機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等であること。

前3号に掲げるもののほか、消防団の活動に協力することにより地域の消防防災力の充実強化に寄与しているなど、消防団に積極的に協力していると認められる事業所等であること。

(表示証の表示)

第5条 協力事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

協力事業所の事務所等の見えやすい場所

パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

2 表示証は、様式第3号の寸法を同率に拡大し、又は縮小して表示することができる。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第6条 市長は、小樽市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、協力事業所の名称及び所在地、表示証の有効期限その他の必要事項を記載するものとする。

(表示の有効期間)

第7条 表示証を表示することができる期間(以下「有効期間」という。)は、表示証の交付を受けた日から2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

(認定の更新)

第 8 条 第 3 条の規定は、前条に規定する表示証の有効期間の満了に伴い、再度、第 5 条の規定による表示証の表示を希望する場合について準用する。

2 市長は、前項において準用する第 3 条第 1 項の規定による申請又は同条第 2 項の規定による推薦があった場合において、当該申請をした事業所等又は当該推薦をされた事業所等が、引き続き第 4 条各号に掲げる基準のいずれかに適合すると認めるときは、当該事業所等が消防関係法令に違反しているときを除き、協力事業所としての認定を更新するものとする。この場合においては、前条に規定する表示証の有効期間を 2 年間延長するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定の更新をしたときは、小樽市消防団協力事業所表示更新通知書(様式第 5 号) により当該事業所等に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第 9 条 市長は、協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第 4 条各号に掲げる基準のいずれにも適合しなくなったとき、偽りその他不正の手段により表示証の交付を受けたときその他協力事業所としての認定が適当でないとき認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、書面によりその理由を付して当該事業所等に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

4 第 2 項の規定は第 3 条第 1 項の規定による申請があった場合において第 4 条の規定による認定をしなかったときについて、前項の規定は第 7 条に規定する表示証の有効期間が満了した場合において前条第 1 項において準用する第 3 条第 1 項の規定による申請又は同条第 2 項の規定による推薦がなかったときについて、前 2 項の規定は前条第 1 項において準用する第 3 条第 1 項の規定による申請があった場合において前条第 2 項の規定による認定の更新をしなかったときについて準用する。

(協力事業所の公表)

第 10 条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(担当部署)

第 11 条 本市における表示証の交付に関する事務は、消防本部総務課が行うものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。